

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月31日
照会部署名 南関東ブロック厚年適用グループ
照会担当者 スタッフ職 杉田 一彦
連絡先 [REDACTED]

[REDACTED] 業務実施部署の長の確認 川合

(案件)

(受付番号) No. 2010-466	報酬の範囲について
------------------------	-----------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

下記の件に関して、社会保険労務士より機構の取扱いとその根拠を求められておりますが、当ブロック本部の解釈で差し支えないか照会いたします

適用事業所に使用される社員に弁護士資格を有する者がおり、その者に係る弁護士登録費用と弁護士登録後の弁護士会費について、給与規定等の定めなく事業所が負担しているが、その費用が報酬等に該当するか否か問われています。

なお、業務と弁護士資格の関係は無く、弁護士会等への費用を負担することによって、事業所の利益は無い、との主張をされています。

当ブロック本部としては、弁護士会等に係る上記の費用は本来弁護士資格を有する者が、弁護士資格を継続させるにあたり、本人が納付すべきものであるため、給与規定等に定めが無く、業務との直接的関係等が無いとしても、当該費用負担は、雇用関係があり、被用者が使用者に労務を提供するということを前提として使用者が被用者に支払うものであり、被用者にとって実体として経常的実質的収入の意義を有するものであるため、報酬等に含まれるものと思料します。

※参考通知：昭和32年2月21日保文発第1515号

(回答)

報酬の定義である「労働の対償として」とは、「現実に労働が提供され、その現実の提供に対して」という狭い意味ではなく、雇用関係があり、被用者が使用者に労務を提供するということを前提として使用者が被用者に支払うものであればよい、という解釈になっている。(昭和32年2月21日保分発第1515号) ご質問の場合のように、給与規定等に定めが無い場合であっても、被用者に毎年(毎月)生じる費用を使用者が支払う場合は、被用者にとっての経常的実質的収入の意義を有するものと考えられることから、報酬に含むのが妥当と考える。

回答日 平成22年5月11日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上